平成１９年（排）第２２号

排　除　命　令　書

栃木県足利市島田町２５２番地１１
株式会社ナルプラ
同代表者　代表取締役　成瀬　嘉種

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社ナルプラは，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「イオンパワーのおけ」と称する洗桶（以下主文において「イオンおけ」という。）及び「イオンパワーの洗いおけ」と称する台所用の洗桶（以下主文において「イオン洗桶」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) イオンおけについて，平成１７年７月ころ以降当該商品の包装箱において，また，平成１８年６月２３日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した広告において，それぞれ行っている，イオンおけを浴室若しくは台所で使用することにより又はイオンおけにくんだお湯を浴室内にかけることにより，当該商品から発生する金属イオンにより浴室内又は台所の水廻りのカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2) イオン洗桶について，平成１７年８月以降当該商品の包装箱において，また，平成１８年６月２３日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載し

た広告において，それぞれ行っている，イオン洗桶を台所で使用することにより又はイオン洗桶にくんだ水若しくはお湯をシンク内にかけることにより，当該商品から発生する金属イオンにより台所の水廻りのカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

2　株式会社ナルプラは，今後，イオンおけ及びイオン洗桶又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を構じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社ナルプラは，今後，イオンおけ及びイオン洗桶又はこれらと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社ナルプラは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ナルプラ（以下「ナルプラ」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用プラスチック製品等の製造販売業を営む事業者である。

2 (1)　ナルプラ は，平成１７年７月ころ以降，「イオンパワーのおけ」と称する洗桶（以下「イオンおけ」という。）を，平成１７年８月ころ以降，「イオンパワーの洗いおけ」と称する台所用の洗桶（以下「イオン洗桶」という。）を，それぞれ自ら製造し，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2)　ナルプラは，イオンおけ及びイオン洗桶を販売するに当たり，それぞれ，紙製の包装箱に詰めて販売している。また，ナルプラは，同社がインターネット上に開設したホームページに，イオンおけ及びイオン洗桶の広告を掲載している。

3 (1)　ナルプラは，イオンおけについて

ア　平成１７年７月ころ以降，前記２(2)の包装箱（別添写し１）の表面に「メタルイオンの効果で、浴室、キッチン（水廻り）のカビ、大腸菌、レジオネラ菌の発生を抑制し安全で清潔な環境を創造します。」と，同裏面に「強力なメタルイオンの力で抗菌。」，「浴室で使用する場合、通常（一般的）のご使用方で効果はありますが、おけで汲んだお湯を浴室内にかけると、イオンの発生を促進させ、より効果を高めます。」と，同右側面に「お風呂場で湯おけとして使用すれば浴室のカビ、レジオネラ菌、大腸菌を滅菌。」，「流し台で洗いおけとして使用すると流し内のヌメリ、有害菌を滅菌。」と

イ　平成１８年６月２３日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した当該商品の広告（別添写し２）において，「滅菌率９９％　イオンパワーのおけ」，「メタルイオンで浴室・キッチン（水回り）カビ・ぬめり・大腸菌・レジオネラ菌の発生を抑制します。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，イオンおけを浴室で洗桶として使用することにより又はイオンおけにくんだお湯を浴室内にかけることにより，当該商品から発生する金属イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制し，また，台所で洗桶として使用することにより台所の水廻りのカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

(2)　ナルプラは，イオン洗桶について

ア　平成１７年８月以降，前記２(2)の包装箱（別添写し３）の表面に「メタルイオンの効果で、キッチン（水廻り）のカビ、大腸菌、レジオネラ菌の発生を抑制し安全で清潔な環境を創造します。」と，同裏面に「強力なメタルイオンの力で抗菌。」，「通常（一般的）のご使用法で効果はありますが、おけで汲んだ水又はお湯をシンク内に散水すると、イオンの発生を促進させ、より効果を高めます。」と，同上面に「強力なメタルイオンの力で抗菌。洗いおけに最適。」，「メタルイオンの力で、カビ、レジオネラ菌、大腸菌の発生を抑制します。」と

イ　平成１８年６月２３日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した当該商品の広告（別添写し２）において，「滅菌率９９％　イオンパワーの洗いおけ」，「メタルイオンでキッチン（水回り）のカビ・ぬめり・大腸菌・レジオネラ菌の発生を抑制します。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，イオン洗桶を台所で使用することにより又はイオン洗桶にくんだ水若しくはお湯をシンク内にかけることにより，

当該商品から発生する金属イオンにより台所の水廻りのカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

4　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ナルプラに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ナルプラは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ナルプラが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，イオンおけ及びイオン洗桶の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃